

地域の会前回定例会以降の動き

令和7年11月12日

新潟県防災局原子力安全対策課

1 安全協定に基づく状況確認

(1) 10月7日、柏崎市、刈羽村とともに、発電所の月例の状況確認を実施しました。

〔主な確認内容〕

- けが人などの災害の状況と再発防止対策について説明を受けました。
- ガスタービン発電機車が試運転中に自動停止し、運転上の制限^{※1}を逸脱した事象について、説明を受けるとともに、現場確認を行いました。

(2) 11月6日、柏崎市、刈羽村とともに、発電所の月例の状況確認を実施しました。

〔主な確認内容〕

- 緊急時対策支援システム^{※2}において伝送装置の一部が停止したことにより、運転上の制限^{※1}を逸脱した事象について、説明を受けるとともに、現場確認を行いました。
- 発電所で発生する廃棄物を処理する設備の概要について説明を受けるとともに、現場確認を行いました。

※1 運転上の制限

発電所を安全に運転するために事業者が保安規定に定めた機器の必要台数等

※2 緊急時対策支援システム

原子力発電所の事故が発生した場合に、事故の状況把握や進展予測を行うシステム

2 原子力災害を想定した防災訓練

原子力災害時における対応力の向上を図るため、原子力防災訓練を実施しました。

〔訓練内容〕

- ・ 10月23日
重点区域内市町村の災害対策本部・柏崎刈羽オフサイトセンターと連携した災害対策本部等運営訓練、緊急時モニタリング訓練
- ・ 11月4日、7日
刈羽中学校（4日）と枇杷島小学校（7日）で児童の保護者への引渡し訓練
- ・ 11月9日
PAZ住民を対象にした避難訓練、UPZ住民を対象にした一時移転訓練等（避難退域時検査など）、放射線防護対策施設の屋内退避訓練等

3 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働問題に関する県民意識調査

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働問題に関する県民の多様な意見を把握するために実施した県民意識調査の結果を公表しました。

11月6日：全県調査、PAZ・UPZ9市町村追加調査

11月11日：PAZ・UPZ地域を対象とした補足調査

※ 調査結果は次のホームページに掲載しています。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/genshiryoku/kashiwazakikariwa-kenminishikityosa-kekka.html>

4 その他

11月10日：報道発表〔花角知事、柏崎市長、刈羽村長の三者が会談します〕

報道発表〔花角知事が柏崎刈羽原子力発電所を視察します〕

令和7年11月10日
防災局原子力安全対策課

花角知事が柏崎刈羽原子力発電所を視察します。

花角知事が柏崎刈羽原子力発電所の安全対策等について、下記のとおり視察します。

記

1 日時

令和7年11月14日(金) 10時25分から11時50分

2 場所

柏崎刈羽原子力発電所 (新潟県柏崎市青山町16-46)

BWR運転訓練センター (新潟県刈羽郡刈羽村大字刈羽字西浦4161-8)

3 取材の受付

- ・視察後、BWR運転訓練センターで花角知事がぶらさがり取材に応じます。
- ・視察の取材には事前の申し込みが必要です。

取材の受付の詳細については、東京電力ホールディングス(株)柏崎刈羽原子力発電所
広報部報道グループ(Tel0257-45-3131(代表))にお問い合わせ下さい。

本件についてのお問い合わせ先
原子力安全対策課長 金子
(直通)025-282-1690 (内線)6450

令和 7 年 11 月 10 日
防災局原子力安全対策課

花角知事、柏崎市長、刈羽村長の三者が会談します。

花角知事、柏崎市長、刈羽村長の三者が、下記のとおり会談します。

記

1 日時

令和 7 年 11 月 12 日 (水) 午後 2 時 30 分～午後 2 時 50 分

2 場所

柏崎市産業文化会館 2 階 第 1 会議室 (柏崎市駅前 2 丁目 2-45)

3 内容

柏崎刈羽原子力発電所の再稼働問題について

4 取材について

- ・取材は会談前の頭撮りのみとなります。取材をされる方は、午後 2 時 20 分までに柏崎市産業文化会館 2 階第 2 会議室に集合してください。
- ・会談後のぶら下がり取材は行いません。
- ・花角知事は、会談後、「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」情報共有会議 (時間：午後 3 時から午後 6 時、会場：柏崎市産業文化会館 3 階大ホール) に出席します。情報共有会議の終了後、ぶら下がり取材を行います。

本件についてのお問い合わせ先
原子力安全対策課長 金子
(直通) 025-282-1690 (内線) 6450

委員所感に対する回答要旨（新潟県）

飯田 耕平 委員 （質問対象者：東京電力、新潟県、柏崎市、刈羽村）

昨年 of 共有会議で、柏崎市長は柏崎刈羽原発で使用済み核燃料の中間貯蔵施設を作ること to 同意しないとの発言がありました。東京電力は将来使用済み核燃料の中間貯蔵施設は建設する予定はありますか。将来展望を教えてください。新潟県、柏崎市、刈羽村では中間貯蔵施設についてどのように考えていますか。私は核燃料サイクルの現状では、核燃料の再処理が行き詰まり破綻するのではないかと考えると、いずれ柏崎刈羽原発構内に中間貯蔵施設（乾式貯蔵施設を含む）を作らなければならないと思います。危険な放射線を含む「核のゴミ」は誰も好むものではないので、できるだけ外に持ち出さないことが安全・安心につながるのではないかと思います、自治体の長としてのお考えをお聞かせください。

（回答）

東京電力から柏崎刈羽原発構内に中間貯蔵施設を建設する計画は聞いておりません。中間貯蔵施設は、安全協定に定める事前了解の対象となるものと考えており、仮に計画が出された場合は、安全協定に基づいて、適切に対応してまいります。

委員所感に対する回答要旨（新潟県）

小池 昭一 委員 （質問対象者：新潟県）

県道鯨波宮川線拡幅について、複合災害に備えて道路の拡幅について要望を致しました。以前、中越沖地震の時に宮川地区は道路が塞がれ孤立してしまいました。この事について、以前の町内会長より西山へ行く道路の拡幅、トンネルについて要望して頂いていますが進展していない様です。

宮川町内は、冬の複合災害が有った場合、土砂崩れで木が倒れ道路が塞がれた状態になった時には、車で逃げて下さいと言っても逃げられない状況に置かれます。宮川地区は海岸通りで南は原子力発電所（PAZ）で有り、北は海岸通り、東の方向（西山）へ逃げる事一択になります。

この県道整備拡幅について、今年度から国も避難道路について支援を行うとの事で、早期に着手して頂きたいと要望致します。（意見）

そこで、PAZ 内住民の避難道路について、どのように考え計画を致しているのでしょうか。北側高浜地区においては、今の所何もしていないが、どの様にされるのかについて質問です。（質問）

（回答）

市の避難計画では、原子力災害時の避難経路について複数のルートを決めており、高浜地区については、東に向かう県道鯨波宮川線のほか、北に向かう国道 352 号、国道 402 号を使い避難するものと承知しております。

このうち、国道 352 号では、中越沖地震により大規模な斜面崩壊が発生したことを受け、トンネル等を整備し、現在、住民避難をより円滑にするため、避難路の整備促進に向けた国と県の協議の枠組みにおいて、国道 352 号や国道 402 号で法面对策や橋梁耐震化の工事を行うこととし、整備に向けた調査設計を進めております。

また、県道鯨波宮川線については、地元からの要望を受け、柏崎地域振興局において、対応を検討していると聞いております。

県民の安全安心に直接関わることであり、引き続き、国と連携し、避難路の整備が進むよう、取り組んでまいります。

委員所感に対する回答要旨（新潟県）

品田 信子 委員 （質問対象者：内閣府、新潟県、柏崎市、刈羽村）

住民避難に関して

避難経路における輸送業者との契約はできているのか。

できていたとして、日々輸送業者の運転人員状況等の把握にはどのような方法がとられているのか。

市外からきている、観光目的、里帰り出産の方々の把握など避難するにあたっての、状況はどうなっているのか。

地域の連携等が脆弱になっている今の状況下で、一人もとに残すことなく避難をするためどのように対処しているのかお聞きしたい。

（回答）

原子力災害時の避難手段の確保について、避難に必要となるバスは、県が県バス協会と締結した「原子力災害時における人員の輸送等に関する協定」に基づき、必要台数を確保することとしております。

運転員の日々の状況把握まで行っておりませんが、主要なバス事業者に直接確認をしたところ、いずれの事業者からも、原子力災害により稼働がなくなった貸切バスを使用するなど可能な限り協力する、との回答をいただいております、バスの確保に協力いただけるものと考えております。

原子力災害時の避難においては、バス事業者だけでなく、多くの民間事業者の協力が必要となることから、協力が得られるよう、今後も、国とともに平時からコミュニケーションを図り、理解促進に努めてまいります。

また、観光客等の避難につきましては、国や市町村と連携し、防災行政無線、広報車、緊急速報メール等により、避難等の情報を繰り返し伝達することとしており、訓練の際にも実施しております。

県といたしましては、こうした対応を含め、国、市町村、関係機関と連携し、様々な想定による訓練を繰り返し行うことにより、原子力災害発生時に備えた対応力の更なる向上を図ってまいります。

委員所感に対する回答要旨（新潟県）

本間 保 委員 （質問対象者：新潟県）

私達は、原発事故時の避難の困難さについて以前から指摘してきました。昨年の能登半島地震は、原発事故時の避難が困難であることを示し、その後、国は屋内退避のあり方などを見直し緊急時対応の方針を発表しました。様々な問題があり網羅しきれませんが、その中で、大雪や地震などと原発事故が同時発生となる複合災害においては、5キロ圏住民も含めて屋内退避を行う事が示されました。国県の説明会や規制委員会委員の講演などによれば、その場合、住民の被曝量は100mSv あるいはそれ以上となる場合もありうるという方針が示されており、私達にはとても受け入れがたい内容です。

本日は特に、住民の被曝量について質問させていただきます。上記のように被曝量のめやすは100mSv とされていますが、これは一般人の平常時許容線量の100倍の値になります。発表された新潟県の被曝シュミレーションでは、この基準を超えることがあることも示されました。しかしこのシュミレーションで想定された放射性物質の放出量は、福島原発事故で実際に放出されたとする放射線量の1万分の1でしかありません。もしも、仮にこの1万倍の放出が実際に起これば、5km地点で10mSvの1万倍で100Svという莫大な被曝量になり、それは実際に起こりうる訳です。しかも、規制委員会伴信彦氏は放射性物質の放出量は福島やチェルノービリを超えることもありうるかと述べています。また、複合災害において自然災害への対応を優先して長期の屋内退避となった場合には、ますます大量の被曝を強いられることになるわけです。

そこで花角知事にお伺いします。

- ① 県のシュミレーションで放出量の仮定が小さい事を認識されているか？
- ② 原発事故が、このような大量被曝を県民にもたらすものであることを認識されておられるか？
- ③ そのような大量被曝をもたらす原発事故に対して、現在の避難計画が機能すれば、原発事故の放射性物質から県民の命を守るものだとお考えか？

（回答）

- ① 今回、県が実施したシュミレーションは、原子力規制委員会の検討チームが行ったシュミレーションの条件を参考に行ったものです。また、原子力規制委員会が、原子力防災対策において備えておくことが

合理的と考えられる事故としている、セシウム 137 が 100 テラベクレル放出されるケースでもシミュレーションを実施しました。

それらの結果、放射性物質の放出量の想定は、福島第一原発事故に比べ放射性セシウムでは最大で 100 分の 1 程度であり、また放射性希ガスでは県のシミュレーション結果の方が若干多くなっているものと承知しています。

- ② 仮に、委員ご指摘のような、福島第一原発事故のように大量の放射性物質が放出されるような事故が発生すれば、住民に大量の被ばくをもたらすことになると考えられます。現在、福島第一原発事故の反省や国内外からの指摘を踏まえ策定された新規制基準では、福島第一原発事故前から取られていた対策の強化と新たな対策が要求されており、柏崎刈羽原子力発電所 6 号機・7 号機については、その要求に基づいた対策がなされ、安全性が高められているものと承知しています。

- ③ 国の原子力災害対策指針では、発電所周辺の住民等に対する放射線の重篤な影響を回避又は最小化するとともにリスクを低減する措置を確実なものとするとしており、この指針に基づいて県避難計画が策定されています。そのため、計画による避難等（PAZ では、放射性物質の放出前に予防的に避難等を行い、また UPZ では、放射性物質の放出前に予防的に屋内退避し、必要に応じて安定ヨウ素剤を服用する）を実施することにより、県民の生命、身体を守れるものと考えています。

委員所感に対する回答要旨（新潟県）

水戸部 智 委員 （質問対象者：新潟県）

新潟県は、エネルギー産出県だと認識していますが、今後も日本のエネルギー政策を支える重要拠点として新潟県があり続けるために、カーボンニュートラル等も見据えた今後のエネルギー産業の発展について、どのようにお考えなのか、また具体的な施策の方向性などがすでにお有りならお聞きしたいです。

（回答）

本県は、石油や天然ガスなどのエネルギー関連産業や化学産業が集積していることに加え、長い海岸線や良好な風況、豊富な水資源など再生可能エネルギー導入に適した多様な地域資源を有しており、カーボンニュートラル産業拠点として高いポテンシャルを有しております。

こうした本県の強みを活かし、火力発電所の脱炭素化や、洋上風力・水力・バイオマス発電等の開発・導入促進に加え、国の支援制度の積極的な活用も図りつつ、CCUS（二酸化炭素回収・有効利用・貯留）等の導入促進などに取り組んでいるところです。

引き続き、国のエネルギー政策の方向性を踏まえつつ、本県のポテンシャルを発揮しながら、国と連携した事業者支援など、可能な限り再生可能エネルギーの導入や水素の利活用等の取組を進め、本県経済の発展につなげてまいりたいと考えております。

委員所感に対する回答要旨（新潟県）

岡田 和久 委員 （質問対象者：新潟県）

- ① 法廷根拠を持たない、いわゆる「地元同意」に関連して、結果的に再稼働の最終決定者となっている。新潟県として、この立場に立っていることをどう評価しているか。
- ② 県内のみならず国内のあらゆる事業者が、公害防止関連法や消防法、食品衛生法などの法律下で、監督官庁の許認可、指導を得ながら事業をしている。原子力発電所についても、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」などを遵守し、原子力規制庁が規制当局として対応を行っているものであり、この点では他業種と同様であると考え。規制する法令を満足している以上、そこに政治の判断は不要であって、法治に徹すべきと考えるが、新潟県にはどのような根拠があって、運転再開を認めるに至らないのか。
- ③ 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関する公聴会、首長との意見交換会、県民意識調査を行ったが、様々な立場の住民が会し、260回を超え議論を続けているこの「地域の会」の議論をどう評価しているか伺いたい。また、今回実施した公聴会、意見交換会、意識調査を踏まえて、この柏崎刈羽地域での議論の重みを感じることはあれば伺いたい。

（回答）

①、②について

国は、エネルギー基本計画において、原発の再稼働については、「立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む」としております。地元の理解を得ながら再稼働を進めるとの考えは政府の方針であり、県は、柏崎市、刈羽村と同様に、国から再稼働に向けた理解要請を受けたところで

す。

県といたしましては、柏崎刈羽原子力発電所の再稼働問題については、公聴会や県民意識調査などで把握した多様な意見を踏まえ、県民の意思を見極めてまいります。その上でリーダーとして判断し結論を出すこととし

ております。

③について

地域の会は、平成 15 年の発足以来、様々な立場の住民の方々が一堂に会して、住民目線で提案や議論をするなど、精力的に活動が続けてこられていると認識しております。

また、公聴会及び首長との意見交換、県民意識調査を通じて、県民の様々な意見を把握しているところですが、柏崎刈羽地域では、原子力発電やエネルギー問題について長期にわたり真剣に議論がされてきたものと認識しております。